

# 身近な課題を質す

## 体感治安改善への取り組み

犯罪件数は減少しているものの、それに反して好転していないのが「体感治安」です。6月議会の代表質問では「マナーが体感治安に影響を与えていることが想定されることから、マナー向上につながる全長横断的なキャンペーンを検討中」という答弁がありました。それを受けて質問しました。

問 対象とする行為や状態は？

答 ポイ捨て・歩行喫煙の防止、道路・公園の美化など、まちの美化に関するマナー向上を対象としたい。

問 ニューヨーク市の「割れ窓理論」が発想の起点になって、行政はそれを「美化」と受け止めている。私は「規律」や「秩序が保たれた」と受け止めているが、この考え方への見解は？

答 美化は、規律が保たれている一つの現象だと考える。

犯罪を引き起こす要因に、物理的無秩序＝環境を原因とする「機会論」と、社会的無秩序＝人の内面に原因を求める「機会論」があります。「街がきれいになっている」とは「犯罪機会論」を指します。ポイ捨てや落書きに何の対処もしていない街では、犯罪にルーズな街と認識され、犯罪を誘発するという考えです。

一方、「マナー」は人の内面に起因するものです。犯罪原因論は、まさしく外的環境ではなく、人の内面やマナーを指します。そのことから、「マナー」イコール「美化」につながりにくいと受け止めています。

市民へのキャンペーンを行うことや、美化を市民と一緒に取り組むことも重要であり、体感治安の改善につながるものとして否定はしていません。しかし、犯罪を誘発する物理的な環境改善は、相当長い期間、何度も何度も議会からの指摘・改善の具体提案が繰り返し行われてきた経緯があります。これまでの対応の延長線上の対応策の量の拡大であれば大きな改善、期待は持てません。

これまで踏み出していなかった社会的無秩序に対する取り組みが「体感治安の改善」には必要です。

## 隣地から越境した枝の取り扱い

民法の改正によって、隣地から越境している枝を、越境された側で切ることが可能となりました。

ただし、条件があります。「催告書を送っても応じない」「調査しても所有者が分からない」「差し迫った事情がある」などです。

そこで、誤解が生じないよう、丁寧な情報発信を求めました。また、「催告書」の書き方も分かりません。どのような文章にすればいいのか、ひな形を提示することも合わせて求めました。

行政からは「弁護士会などの関係団体へ協力を依頼し、丁寧に情報発信を検討する。」との答弁がありました。和歌山市では催告書のひな形をホームページ上で公開しています。

今後、空き家への対応などにも有効であり、住民生活のトラブルの1つが解決される可能性が大です。

## 伝統行事への支援

コロナによる3年間の中止により、復活していない「伝統行事」があります。小さな単位であればあるほど、その傾向は強くなります。また、再開しても規模が小さくや参加者数が少なくなっている場合があります。経済的な支援だけが支援ではなく、広報誌やYouTube、開催マップ作成の協力などの情報発信の支援も必要だと考えております。

答 「伝統行事」はコミュニティ奨励補助金の対象としており、各自治会からの申請に基づいて、補助金を交付している。情報発信の支援についても検討する。

※全ての伝統行事が対象となるわけではありません。主催団体によっても異なりますし、対象となる行為も注意が必要となります。詳しくは、市民活動振興室にお問い合わせください。

## **(仮称)駅前庁舎の改修**

前期から課題となっている案件です。駅前庁舎の各階に配置する機能の見直し内容が示され、その工事予算が上程されました。工事は、令和5年と6年に行われ、総額5億923万円です。

7階	こども部、子育て世代包括支援センター
6階	こども部
5階	市民サービス部
4階	保育所入所、児童扶養手当 市民税、固定資産税、軽自動車税
3階	乳幼児健診
2階	ワンストップ窓口（住民異動、戸籍など） 国民健康保険、後期高齢者医療
1階	総合相談窓口、広聴、パスポート マイナンバーカード窓口、証明発行

表のような配置となり、下層階は手続の多い窓口となる予定です。

2階の「ワンストップ窓口」は、引っ越しやお悔やみなどの時には、様々な手続が必要となりますが、1つの窓口で対応できるよう取り組む方針です。どのようなライフイベントに、どのような手続をパッケージできるのかは、現在検討中とのこと。

また、庁舎の設置に際し、大きな課題として駐車場・駐輪場の確保がありました。現在の市役所本庁の利用状況から必要台数を想定していましたが、その台数を確保することができる見込みであることが明らかとなりました。

実際に、この庁舎で市民サービスを開始するのは、令和7年度中ということだけで、詳細は未定です。

## **(仮称)こども専用図書館**

アドバンス2号館にある「駅前図書館」を、「こども専用の図書館」にする方向で進められていました。その詳細が明らかとなり、前期には工事予算が否決され、改めて検討されていました。

今議会では、以前の設計を変更する予算が提案されました。

本提案を見越し、4市の図書館を現場視察して審議の準備していました。特に注視したのは、来館している子どもの数や、複合施設として整備されている機能、さらには自習室・学習室などの静寂スペースです。

実は、こども専用の図書館として、独立した図書館を設置している自治体は少数です。（こども図書コーナーや子ども図書室は多数あります）また、その蔵書数は5、2万冊が予定されており、独立したこども図書館の中ではトップクラスになります。（現在の駅前図書館は7万冊なので減少することは課題と考えている）

ただ、現状として課題は、平日に駅前図書館を利用することも・保護者の数です。0歳～5歳の未就学児のうち、7割強が施設に通っていますし、小中学生は100%です。

私が訪れた際に確認したところ、未就学児は0人～6人というように（あくまで1時点）、子どもの利用が非常に少ないという状況にあります

「子ども読書の推進」の視点では、図書館に足を運んでもらうことも重要ですが、保育所・幼稚園・認定こども園などに対し、今以上に、本と親しむためのアウトリーチを行い、裾野を広げる取り組みも重要だと考えています。

その思いと施設の環境改善の目的で、行政・教育委員会に要望書を提出しました。

## **学校給食センターの工事が始まります**

小中学校の給食センターは楠根小学校内に整備予定で、小学校2校、中学校7校に給食を提供することになっています。キャパは4,200食。

過去に2回入札を行いました。契約には至りませんでした。その理由として、部材が入手できないことや、労務単価をはじめ物価高騰が影響しているとの説明がその都度ありました。

今議会では、給食センター関係として、建築主体工事13億2,000万円、電気設備工事2億6,053万円、機械設備工事10億8,900万円で、各工事落札者と契約することが決定しました。

今後のスケジュールは、10月から仮設工事に入り、基礎工事、鉄骨・コンクリート工事・内装工事と進められていきます。稼働は令和7年4月からです。

この給食センターは、年間約190日の稼働予定です。年間の稼働率は非常にもったいない状況で、ある市では、非稼働時間を受託事業者の有料で貸し出す取り組みを行っており、30年間で約10億円の収益を見込んでいます。今回は採用できませんでしたが、今後はこの視点も考慮し提案を行っていきます。